

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十三号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中オをクとし、ラからノまでをムからオまでとし、ナの次に次のように加える。

ラ	インクジェット式カラー積層造形装置	一時間	一、八〇〇円
---	-------------------	-----	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。